

徳川齊昭の藩政

1 水戸藩と幕府

水戸藩 幕府の御三家であり「尊王敬幕」の立場 2代藩主光圀の尊王行動
（「大日本史」の編さん、「礼儀類典」の編さん、「嗚呼忠臣楠子之墓建立」など）
後期 大津浜事件で攘夷思想が強調される。弘道館記に「尊王攘夷」の語句が出現

【幕府】

たまりのまつめ
溜間詰大名の権限(彦根・会津・高松・庄内・姫路・桑名など)…大老・老中に就任

2 徳川齊昭(烈公)の略譜

寛政 12 年(1800)3 月 11 日、江戸小石川に武公^{はるとし}治紀の第 3 子として誕生

(1) 敬三郎：亀之間在住(部屋住み)時の思索(経済と教育と海防) → 天保の改革で実現

- ① 学校のこと(弘道館建設)「弘道館記」、偕楽園、郷校 医学・蘭学推進
「東湖曰く、日本一の総合大学へ建設を」
- ② 検地のこと(惣領検地) 「経界を正す;税の公平化」、検地帳・絵図
- ③ 土着のこと(海岸防備) 海防陣屋、助川海防城「攘夷を叫ぶは自主独立自存達成
- ④ 惣交代のこと(江戸在住家士の約 1 割、200 人を水戸引上げ) 新屋敷整備

(2) 水戸藩主継嗣問題

文政 12 年(1829) 10 月、継嗣問題

齊脩夫人峰姫の実弟清水恒之允(將軍家齊の子:門閥派) × 齊脩の実弟敬三郎の擁立
敬三郎派:改革派が無断南上(川瀬七郎右衛門教徳の決死の南上決断)
藤田東湖・吉成又右衛門・山野辺義観・会沢正志斎・立原杏所・友部好生(立原派)ら
10 月 17 日、敬三郎が藩主就任、齊昭の苦悩「改革派・門閥派、共に我が家臣たちなり」

【人事の刷新】

執政榊原照昌・赤林重興、太田出身農民で江戸の豪商大久保今助ら罷免、無断南上組も処罰
執政の門閥派登用は止むなし =岡部以徳・朝比奈泰然・野中三五郎・藤田主書ら
郡奉行の刷新で改革派 =田丸稻之衛門直諒・友部好正、藤田東湖・会沢正志斎・
川瀬教徳・吉成又衛門信貞・山口徳正(頼母)

天保元年(1830) 1 月 16 日、政治上に意見有るものは意見の上申を許可(封事の奨励)

12 月、 有栖川宮織仁親王の王女吉子(登美宮:文明夫人)と婚約

天保 2 年(1831) 1 月、 山野辺義観を家老に登用、会沢正志斎を御用取調役に抜擢

1 月 11 日 七郡制から四郡制へ(川瀬七郎右衛門の提言)

改革派吉成又右衛門・石河徳五郎・川瀬七郎右衛門・藤田東湖を登用

10 月、 会沢正志斎が彰考館総裁に左遷 ← 藤田東湖ら抗議

11月14日付け 川瀬宛齊昭書簡

自分は藩主就任以来種々改革を邁進してきたつもりであるが、改革派からも門閥派からも紛々と意見がはかれ、それが耳を離れない。改革派も吾が愛するところ、門閥派も吾が養うところである。どちらも、この藩を思つての主張である。ただ、法を曲げることは出来ない。不服として川瀬が職を辞するというのであれば、自分も藩主を辞める覚悟があるぞよ。 (意識；茨城県県立歴史館蔵)

(3) 烈公就藩(天保4年(1833)3月5日『天保就藩記』(小宮山楓軒の記録))

① 帰国行程 4日道中→経費削減で3日道中の所都合により4日道中に。

天保4年(1833)2月末

出立前:齊昭「みなもとの清き流れを継からはにこらぬものと我ハマもらむ」

3/2江戸邸出立 → 松戸昼食 → 3/2小金宿泊 → 3/3取手昼食 →
3/3牛久宿泊 → 3/4中村昼食 → 3/4府中宿泊 → 3/5長岡昼食
→ 3/5水戸着城

3月6日、彰考館で会沢正志斎の「大日本史」講義を聴く 7日、東照宮参拝

8日・9日、風俗取締り、孝行貞節・高齢者・学問優秀者の表彰令達

② 瑞龍参拝(5月10日) 文化度(6代藩主^{はるもり}治保)の例に倣え

菅谷村山横目横須賀勘衛門宅小休 → 向山浄鑑院常福寺 → 額田村庄屋
鈴木市十郎宅昼食 → 瑞龍参拝 → 太田村浄光寺宿泊 → 西山御旧跡・太田蓮花寺
・稲木久昌寺 → 田彦村庄屋與兵衛宅小休 → 帰城

(藩よりの達し；瑞龍並びに湊御殿又は郷中出御の節は、人馬費えなど無きように。
尚更百姓痛まざるように荷物は随分軽めに荷造りさせ、旅館も最寄りへばかりは申しつけず、
また場所によりては無理に旅館を申しつけることもあろうが、諸事不自由になるので勘弁を
乞い、聊かも権柄これ無きように。)

菅谷横須賀勘兵衛宅で

「此里のさかえしられていもの子も数多に出て見ゆる楽しさ」

額田村鈴木市十郎宅で

「玉椿千代の色香を八十あまり四年は本の初とそ見る」

3月12日、諸役所巡視

13日、雨中大貫辺りへ鷹狩り → 城内へ町人等も呼び会見

21日、湊方面へ鷹狩り、夤賓閣(湊御殿)に「告志編」を家中に示達、

1冊は宍戸藩主松平頼位に授与 → 26日帰城

「告志編」

- ・ 天朝・幕府・祖先の御恩を忘れず、藩の安泰と士民・領民の安寧を保とうと日夜心を尽くしている。(農民編の感謝 = 農人形)
- ・ 眼前の君主(藩主)を差し置いて、直ちに天朝・幕府へ忠を尽くそうとするのは僭越な行為である。
- ・ 天下安くとも乱を忘れず、文武の道に励むことなど。

3月28日、大々的な軍事編成の鹿狩りを勝倉長者山で実施

<天保の飢饉>

天保5年(1834)3月8日 向山浄鑑院常福寺訪問(別紙参照)

4月7日、久慈郡旧水府村安寺・持方視察

4月26日、小石川藩邸に帰着

9月13日、神武天皇御陵修復を幕府に建言

10月、蝦夷地開拓を幕府へ建言

(3) 天保の改革

天保7年(1836) 家老山野辺主水正義を海防総司とし助川へ土着させる<天保の飢饉>

天保8年(1837)7月8日、藩政改革の四大目標を提示(「亀の間」在住時代の構想)

経界の義 = 検地、土着の義 = 海防、

学校の義 = 藩校、惣交代の義 = 江戸家臣の水戸移住

藤田東湖が小宮山楓軒を理解した逸話がある。藩主斉昭が、諸改革に消極的な楓軒の姿勢に対して天保8年7月27日「小宮山には元より用なし、何事にも姑息^{こそく}にて有為の念なし、^{たびたび}度々召し候も益無し」と批判したのに対して

「小宮山は一国の老成にて人望の帰する所なり、その學術人物議するものなきにあらざといへども、江水執政の信用するところなり。されば、これを疎んじ玉ひ、執政等の望を失いあそばされんよりは、少しく顔色をかし玉ひ、議論を尽くさせ玉ふもまた人君の御職なるべし。」

と諫言したことである。(『東湖全集』130・131頁)

この藤田東湖の勇氣、藤田東湖と小宮山楓軒の間はもちろん、藩主斉昭と藤田東湖の信頼関係がその後の藩政改革を成し遂げていったものでもあろう。

天保11年(1840)1月、参政戸田忠徹(37)・武田正生(37)側用人藤田東湖(35)

・小姓頭結城寅寿(23)を抜擢(天保13年に執政)

1月25日、2度目の水戸帰国(前年、門閥派の番頭ら経済的理由から帰国に反対抗訴)

2月20日、参政戸田忠徹・側用人藤田東湖らに弘道館掛、会沢正志齋・青山延干を弘道館教授頭取(総教)、青山延光も教授に

3月22日、千束原で追鳥狩 7月24日、領内総検地開始

天保12年(1841)8月1日、弘道館仮開館

この年、臼杵の神官鶴峯戊申(キリスト教容認、開国思想家)に会い安政4年に水戸藩士分に登用(斉昭の海外への関心:開国志向を示す)

天保13年(1842) 7月1日、偕楽園開園 11月24日、領内総検地終了

12月26日、大砲鑄造のため領内寺院に梵鐘などの供出を命ずる。

冬から領内で種痘を実施

天保14年(1843) 1月23日、江戸弘道館開設

5月18日、将軍家慶から賞賜を受け宝刀などを授けられる

5月、水戸弘道館内に医学館を開設

8月、水戸東照宮を唯一神道に改め領内の神仏分離をはかる

(4) 弘化甲辰の国難

弘化元年(1844) 5月6日、幕府から致仕謹慎を命ぜられ駒込に閉居

8月13日、諭書を水戸に下し盛り上がる士民の雪冤運動に自重を促す

側用人藤田東湖の藩政回顧『常陸帯』(謹慎中の著述)

斉昭の藩主就任、旧弊を破る、人事の刷新、封事の奨励、質素儉約の励行、婚姻養子の是正、定府の減員、飢饉の救済、収支の正常化、追鳥狩の実施、弘道館建設、朝廷の尊崇、夷狄対策(大砲鑄造)、社寺改革、床几廻新設して若者鍛錬、告志編等多数の著述編修、検地の実施、幕府からの褒賞

(斉昭が隠居にあたって世子慶篤への教諭) (『水戸藩資料』別記下)

家臣両方の言に理ありて判断に迷う時は、四書五経により、又は徳川家光初め敬公(尾張・徳川義直)、南龍公(紀伊・徳川頼宣)、威義二公等の言行によりて取り用い候へば、大きな相違は出来申さず候。三代将軍を初め明将、いずれも奢を禁じ、太平に武を忘れずといへり。武家入用の品を好め。茶器・掛け物などではなく、甲冑・刀剣・鉄砲・馬具など。家中何々派とて色々あろうが、選り好みせず理の当然を用いよ。明将言行録や武道初心集などの書、常に側に出して置いて読書せよ。僧侶には十分留意せよ。特に奥向きから取り入ってくるので注意するように。武士としての在り方・目標を立ててそれに向かって常に励むように。

弘化4年(1847)水戸竹隈塾居中のこと。 11月5日『許々路廻阿登』

- (1) 当君公(慶篤)を御親み遊ばされ、御教誨の上御成立遊ばされ候様祈望奉り候事
父子間で敬愛を峻別すること。若君(13歳で襲封)には父斉昭に対する「敬」が強く、父に対する「愛」を感じていない。小石川邸に多く赴き、親好を深めるべきである。慶篤公に対し、連枝連中が斉昭時代の政治を悪と吹聴していることも防げるであろう。
- (2) 御連枝様方(高松藩主松平讃岐守頼胤・守山藩主松平大学頭頼誠・府中藩主松平播磨守頼綱)御疎遠遊ばされざる様仕度、存じ奉り候事。
彼らも幕命遵守なればと海容の姿勢を持って欲しい。

- (3) (中山)備前守始め旧家の心を御攬遊ばされ様仕度候事。
門閥派・天狗派などの呼称があることは、学派の対立から起こっていることではあるが、旧家は藩には貢献してきた家柄である。それぞれの長所を称えて、懇ろに御書など与えて協力に向かわせて欲しい。結城寅寿は天晴大忠臣にて流石に結城宗廣の子孫である。初めから斉昭公を罪におとしめるつもりはなかったろう。
- (4) 幕府の御政治向き此の節は先ず御口出し遊ばされざる方然るべし哉と存じ奉り候事
水野越前守・鳥居甲斐らの悪政、矢部駿河守定謙の憤死などはあったが、幕府は父兄、水戸藩は子弟の関係にある。父兄如何様の無理を申しても、其の意に逆らわず、其の怒りの解けるのを待つのも子弟の常道なり。
- (5) 天をも御怨み遊ばされず、人をも御咎め遊ばされず、ご謙遜を御守り遊ばされ候はば幾層の御聖徳をか御増遊ばさるべきかと密かに企望奉り候事
(これまでの諸改革は)天下のためと思ってやってきた事ではあったが、時勢を勘案する配慮に欠けて疑心を抱いた。赤心のみにて不行き届きがあった。忠孝の至情からではあったが、あまりに火急に過ぎたため人心を激したことは我等の不働きであった。などと、一身を省みて幕府を咎めないように。これら政治向きのこと、種々手順相違は皆役人どもの不行届きである。
併し乍ら、君夫人下向の願いの一条などは幕府の規定に照らしても「あまりなる事;無法な事」であった。

弘化元年(1844) 11月6日、 謹慎解除
嘉永2年(1849) 3月13日、 藩政関与を許される
嘉永4年(1851) 4月14日、 郡奉行に命じて種痘を実施させる
嘉永5年(1852) 10月1日、 藩士に党派の争いをやめ文武に精励すべきことを諭す

(5) 斉昭の復権と東湖の最期

嘉永6年(1853) 6月3日、ペリー来航
7月3日、 幕府の海防参与となる
7月8日、 「海防愚存」を幕府に提出(武備充実の上で開国を)
12月15日、 水戸で鑄造した大砲74門を幕府に献上
12月、 家定13代将軍に就任
安政元年(1854) 3月3日、日米和親条約調印
3月18日、 海防参与辞任申し出
7月5日、 幕府の軍制参与
10月1日、 豊田天功著の「北島志」を老中阿部正弘に贈る
12月23日、 斉昭発議の毀鐘鑄砲の太政官符下る
安政2年(1855) 4月9日、追鳥狩復活
8月14日、 幕政参与
10月2日、 藤田東湖「表誠之碑」・戸田忠徹「旌忠之碑」二人圧死
(墓碑に斉昭の親筆)
11月2日、 湊の反射炉第一期工事完成
安政3年(1856) 8月14日、領内各郡村に義倉を設置 文武官・既設郷校に武場設置
9月 農兵を設置

安政4年(1857) 5月9日 弘道館本開館

7月23日、 軍制・幕政参与免ぜられる

11月15日、 老中堀田正睦に大艦大船建造提言・自ら米国に赴き交易開始を提議
(却下される)

安政5年(1858) 4月23日、井伊直弼大老就任

6月19日、 日米修好通商条約調印

6月24日、 不時登城して違勅調印に抗議。

7月5日、 急度慎を命ぜられ駒込に幽閉

8月8日、 水戸藩に「戊午の密勅」降下 (水戸藩内の分裂・混迷)

9月、 安政の大獄始まる

安政6年(1859) 8月27日、水戸への永蟄居命令「戊午の密勅」の取扱いをめぐって

尊攘派事実上分裂し藩内混迷、運動鎮圧のため再三諭書を下す

万延元年(1860) 3月3日、桜田門外の変

3月6日、 親書を下して藩士の妄動を戒める

8月15日、 斉昭、謹慎中の水戸城中で歿する(61)

8月26日、 喪を秘し永蟄居免ぜられる

9月27日、 瑞龍山墓地へ埋葬へ「烈公」と諡される

文久2年(1862) 8月5日、従二位権大納言を追贈される

明治6年(1873) 3月、常磐神社創建 (祭神は義公光圀・烈公斉昭)

【徳川斉昭;教育の一面】

1 指導者の姿勢; 武田耕雲齋宛徳川斉昭書簡 <安政元年(1854)6月16日付き>

- ① 統て弘道館の梅ニにても借楽園の梅ニにても、皆、先年小石川奥庭に有之候梅実を、我等年々取集候て、軍用の為、終ニハ相成候様ニと蒔候品にて、数年心を用ひ出来候梅林故、年々手当の梅干多出来候様致し度故、神社地ニハ不限、統而学校中ニにても借楽園ニにても、人々枝を折り又ハ実を取り候者之有候はば、急度申付候様いたし度事ニ候。
- ② 去ル辰年(弘化甲辰の国難)暴政の風今ニ残り居、猥リニて諸子の子供風儀悪しく候へハ、(家老)白井へ申談、目付方より触させ以来、梅実取候者ハ其親々へ申達、取り候子供ハ指シ控させ候様致し候か宜しく候。文公御代、我等土屋、讃岐、中務三四歳計の節、一同庭へ行、臺へ行候節、未幼年ニて奥付の人と一同に行候頃也。俄に雨降り候故、臺の畑ニ有之芋の葉を一枚ツツ取り、頭へかけて帰り候処、御休息の前通り候節、文公ニて御覧被遊、直に御縁下まで召候故、何レも罷出候へハ、其芋の葉ハ何レより取り来り候哉、畑の主へ断候哉との御尋故、俄ニ雨ふり傘無之故云々何レも申上候へハ、断なく取候てハ盗候訳ニてたとへ下々の者の品たり共、盗候てハ不相成とて、何レも三日御叱ニて部屋へ引、又奥附の者乳なども三日御咎ニて部屋へ引申候へき。
- ③ 右様ニ候へハ、文公御代ニハ御庭の木の葉一枚取候人も無之、又そうりげたなど用候人も無之候処、武公にては御寛かニ被在候へ共、先御代の風ニて押来り候故、猥りの者も無之候所、

- ④ 哀公御代ニ相成候てハ、次坊主ニて庭の池の釣りを致し、投網致し候も常ニ有之、加藤孫太夫・岡崎采女等御小姓の節ハ、哀公ニて、小梅より数多鯉を御取寄、御庭前ニ有之八畳敷計の吹出し有之候池へ御放し被遊候処、其夜何レも打寄、右鯉を取り、坊主部屋にて料理いたし、酒の肴ニ用候義、眼前我等見及び、明朝御尋有之候へハ、ウソ取候と申上候て、夫切ニ相成る。…
- ⑤ 右之如く御仁恵ニ無之、却て上を侮り候やう成り、其風押来りて只今以て庭のたけのこ又は鶯の子等取候より、追々屋上の銅をはがし取候、又ハ土蔵の網戸を取候など申風ニ相成り、駒込などは他より入候て鶯の子など取り候ても、目付方不行届悪まれ候を厭い候故、其のままニ見すミ置候様相成行、左候へハ後々の心得にもよろしく、梅の実を取り候を見済置候とて、其子の為に相成事も無之候へハ、咎め候方、却て仁ニ当り可申候…

2 家庭教育

- ① 我等杯は、三ツ四ツの節より文公お供にて毎朝々々面白くもこれ無き寒さに御庭のお供いたし、武公の御代にも同様毎寒中御鷹に相成候へは、御提灯にて入らせられ、夜も又提灯にて御帰りに相成、手も足も皆ひびにて血流れ申し候を、足洗い候節あかすりにてむしり取り候へき。耳杯は、霜やけにて絶えず血のみ出候へき。鶴千代杯も寒く相成り候はば、朝は七ツ(5時)頃より起き候て水にて顔洗ひ、入り側の障子杯あけ、顔へ風のつんつんと当り候所にて、大声にて四書にてもよみ、少々空白みがかり候はば、直に鷹に出従ひ、鷹合せ申さざる日たりとも、一廻り庭を廻り帰り候て食事にて致し、書物なり剣術なり致し候のよろしく候。炬燵杯へくぐり込み居り候様にては、逆も用に立ち候人には相成り難く候云々。
(『烈公の医政と厚生』上巻)
- ② 庶子は嫡子と異りて、養子に望む家あらば直に遣わすべきものなれば、永く我が膝下に教育し難し、されば文武共に怠らしむべからず。若し他家に出し遣る時、柔弱にして文武の心得なくば、我が水戸家の名を辱しむる事あるべし。水術・弓術・馬術の三科は並に修行せしむべし、中にも馬術は馬場にて乗るのみにては何の用にも立たず、坂を乗り廻らんために、度々好文亭の辺、仙波のあたりを廻るべし。湊などへも、手軽に付の者共と遠馬に出づるよう扱ふべし、但し子供はじめ腰弁当たるべし。
(『烈公の医政と厚生』上巻)
- ③ **守役杉山千太郎宛書翰** 文武の稽古の相手を特定の者にとすることなく、士分であれば誰の子でもよいから相手をさせるように、決して遠慮させず力一杯相手させるように。また、水戸に居る子供たちも、それぞれに 5・6 歳にもなれば読書手習い剣術などの稽古を始めるだろうが、水戸に居る弟どもに負けるな、という教育をしてはならない。弟たちに負けてはならないと励ますことは、当人にとっては励みにはなるが、逆に弟たちが不出来になるよう仕向けようとするのがあってはならない。むしろ弟たちが良くできるのを自慢できるようにならなくてはならない。

また、「女誠」を著し、「歎難に耐え抜く真の武士を育てるには、女子もまた古の烈女を手本とするようであればならない」と、女子教育の重要性を指摘している。

3 家臣への書簡

① 天保7年9月29日附青山延于(61歳)宛齊昭(37歳) (意識)

二男の量平(延昌)の病状を聞くに、なかなか軽くないとの趣、さぞ心配のことであろう。労(結核)の名をえては、容易な病気でないと察している。同封した別紙薬方は至ってよろしいというので、先年もしもの時を思って写しておいたので、必要な部分を見せるから、主治医に相談の上、思う通りにするがよい。労症の病人は類を引く、伝染するというから、もしものことがあっても、病人が使った食器類は一切用いないようにすればよいと、度々実験済みであるから注意しておきたい。看病人のところへ、かかる不吉のことを申すのは、あまり弁(わきま)もないように思われるけれども、当人は天命でいたし方ないとして、外の兄弟共にまでうつしてはならない。兄弟は皆よい人物であるから、万一うつりでもしたなら、自分としても残念であるから、この際はありのままを申し聞かせることにした。なお、量平に万一のことがあっても、延于、お前が力を落として病気になるようでは絶対困るから…

② 天保8年12月15日附川瀬七郎衛門教徳宛て齊昭書簡

(ア) 難病如何いたし候哉、下り前も用事の節、よくよく親康(側医:親康松軒光篤)え薬用可申、少々事なりとて其まま指居候へハ、たとへハ一本指ニてもミけシ候事相成火よりも大火ニ相成候事ニて、其上ニてハ如何程の火消来候ても間ニ合不申段も、其節委細ニ申候癖か、あまり剛強ニ過候故、機会を失ひ大事と相成り候義ハ、今更いたし方も無之、残念至極ニ存候、さて何レニも今死候てハ決して不相成事故、色々と相考申候処、武公(齊昭の父 7代藩主治紀)御大病中ニ風と心付、誰も親の病氣ハ同じく心配いたし候事よと存、御病中御看病いたし候時より妙薬と承り候ハ自身書留置、今以人ニ承り次第認サセ申候処、凡奇法の数千余ニも相成候、今の内ニ舌疽の妙薬も有之様ニ相成覚え申候故、くりかへし見候処幸ニ探当り申候故、則玄之(表医小松玄甫)ニ申付写セ遣し申候故、よくよく相談いたし、可然と存候ハハよく用可申候、

(イ) 真田(松代藩主幸貫)へ拳の鴨遣し候序有之候故、舌疽の妙薬も存居候ハハ承り度由申聞候処、如別紙申来候へは、定て今日於 殿中逢候ハハ薬法書及見候事カ、又ハ見舞として心得候人遣し候事カと存候、薬法書及見候ハハ早速遣し可申、若も心得居候人遣し度由申候ハハ遣し候やう可申候故、同人参り候てもさしつかへ無之様ニ致可申候(中略)、

(ウ) 此度の義ハ何レとかいたし我等の勢力ニて死度とも決して死セハいたし不申故、左様可存、空しく病を考居候よりハ、仕法等の義、決てケ様無是てハ不相成と申義を相考、筆記ニいたし可申候、前文の通り死度ても死セハ不申候へ共、役所ニ居候て色々雑用にと紛レ候より、静ニ宅ニて考候ハハ又一増よき考も可有之、たとひ川瀬の身ハ死候とも、了簡ハ通り可申と存、筆記可致、病の義ハ我等の方ニて請取、決て死セハ申間敷候、我等相考候ニハ、真の舌疽ニハ無之齒ニて摺レ候を其ままさし置候のミならず、肉酒を多相用候故、一本指ニてひねり消候火を見て居、大火ニ致し候気味ニて、申さハ類疽ニ可有之、しかし地火ニても類焼ニても大火と相成候上ハ同じ心得ニて消不申候てハ不相成候故、何分手当ハ幾重ニも厚いたし可申候。

③ 天保9年5月附御用調役藤田東湖(33)宛齊昭(39)書簡

ちよつと耳に入れるが、藩医の西村元春や松延元之(年)らに聞くところによると、近く江戸へ廻りくる酒は石灰が多く入っているから、それをあまり多く呑むと、脾臓を悪くして中風の気のある者は発病するし、眼病その他の病気にもよろしくないとの話であるから、石灰の多く入っている酒を飲むのは用心するようにしてほしい。川瀬(教徳・勘定奉行)が病死した上に(5月2日歿 62歳・舌疽)、また虎(之介・東湖)お前まで病身になったなら、孤独になり、どうしても自分一人では万事不行届きになるから、国家のために用心してほしい。最もそうしたことは十分承知しているだろうと思うが、今回心配になったので話すまでである。

虎なども毎度酒好きであるから、止めるわけにはいくまい。良い品を少しずつたしなんではどうだろうか。呑まずにいると少しでも酔うようになるものである。いずれにしても酒に呑まれぬようにしたいものである。虎のことだから外に心配は無いけれども、酒を呑み過ぎて自分の身を殺すのではないかと、そればかりがはなはだ安心できないから、日ごろは多く呑まぬようにしてほしい。(意識)

④ 弘化2年豊田天功(41)宛齊昭(45)書簡

天功の中風の気を心配して烏犀円(犀の角の先を粉末にした漢方薬)を下賜。これは昔家康からの拝領品で少々ではあるがやるからハッカ湯で服用すればよい。

⑤ 年不明5月4日附豊田天功宛齊昭書簡

(前略)其後不快如何いたし候哉。此度松延定雄^{まつのべ}咄^{はなし}にて承り案じ申候。何分加養致すべく候。走馬牙疳(歯茎が腐る壊血病)に候ては、永く命保兼^{たまちかね}候はずに候処、全く内悪敷、血熱にて齧(はぐき)腐乱致し候にも之れ有るべく、右は宣露とかいふ症と察せられ候、六味地黄、煎薬にて用ひ、此付薬齧^{はぐき}へ昼夜共付け、試み申すべく候。宣露の症は命には障り申さず候へ共、治し兼ね候由、齒長く成り落ち候後は、自然全快致し候よし、然しながら強て齒を抜き候は宜しからざるよし、書物見候などは彦次郎(天功)義はやむなく候へ共、酒餅等すべて重き品は用ひざる方と存じ候に付、薬遣し候故、便に任せ、此段も一寸申遣候也。

【水戸藩の開国志向】

(1)徳川斉昭

ペリー来航の頃越前藩主松平慶永に対し

攘夷はとても難しいもの、外国は大砲・小砲にしる軍備が十分整っている。しかも皆、日本のような小国ではなく大国である。かつての武田勢のような軍備では、とても太刀打ちできない。それよりは、一層外国と貿易開港する方が得策である。若い貴君(慶永)は、その時は是非ご尽力願いたい。自分は今まで攘夷の巨魁^{きよかい}として世を渡ってきたので変えることはできないが」と語っている。 (『逸事史補』)

※ 斉昭は、漂流してアメリカに渡った土佐(高知県)の漁師中浜万次郎を招いては、アメリカの大統領制や選挙制度、年貢率の是非について、大統領への直接面会は可能か、軍艦建造の費用、パナマ運河、アメリカの日本理解・米英相互の理解度などを尋ねている。

※ 明治8年(1875)4月4日、明治天皇は水戸藩小梅邸^{きょうこう}に行幸になり、そこで斉昭の老中堀田正睦あての書簡を見られた。内容は、
国内での外国との貿易でなく、日本以外の地へ出向いていって交易する「出交易」を根底とし、そのためには、先ず自分がアメリカやヨーロッパを視察して来ようという計画から、自分への欧米視察派遣要請を主張したものであった。この申請は数回あったようであるが、みな幕府の容認するところではなかった。
この日陪席した大久保利通も、「攘夷のことは、天下の人がみな、水戸烈公が主張者であることを知っている。ところが、何と開国論の主唱者が、かえって烈公であったとは知らなかった。その議論の卓絶していることは驚くべきことである。」と述べた。
(徳富蘇峰『維新回天の偉業に於ける水戸の功績』)

※ 側用人を務めた藤田東湖は、攘夷策^{とうとう}を滔々と述べた同僚の内藤^{ちそう}恥叟^{しそう}に対し
内藤足下が平生読書するのは何のためであるぞ、今日早鐘一つ鳴らば。都下は瓦解するであろう。それで攘夷が出来るとするか。」 (『桜田義拳録』)
と攘夷の容易なことを否定している。

※ また、藤田東湖家の伝では、「そのうち藤田東湖も一緒にアメリカへ連れていくから、その準備をしておくように」と斉昭から云われたとある。

(1)-2 松平慶永「逸事史補」

「老公即斉昭公は、尊王攘夷の論を盛んにして、攘夷家の巨魁^{きよかい}たりといふ。天下これをしらざるものなし。然れ共、尊王の意はあくまでも盛んなり、実に感すべき事なり。夷を悪むのことは世人のしらざることありけり。初て米利堅^{めりけん}ペルリ渡来の頃は、世上一般に外国人をにくむこと甚し。老公はさす賀に賢明の君にして、最早外国人と交際せねばならぬといふ事は、已に着眼されたり。いかんとなれば、老公、我(慶永他)に贈る書中に云ふ、外国人交際の道、最宜敷事にてはなし。乍併、今の時勢いかんともすることあたはず、貴君(慶永をいふ)には、御少年之義にも候故、以来の御心得に可申候。とても攘夷など秘行候事は難出来、是非交易和親の道、可相開、其時は御尽力被成候がよろしく候。斉昭老年也、攘夷の巨魁にて、是迄世を渡り候ゆへ、死ぬまで此説は不替心得なり。貴君へ此事申入る。

2 徳川齊昭「上大地圓形表」(上地球儀表)

臣齊昭恐みも白す、(略) 今現御神と天下知食す我
天皇の大御代に當て、広く周き大仁恵は吹く風の至らぬ
隔無きが如く、降雨の沾ぬ際み無きが如くにして、天益人
掌打拳てなも楽安辺利ける、(略)抑五十鈴の宮に鎮坐す
皇大御神は異国の中子の道を忌賜ひ今代の御政事には
西夷の異端邪法を厳に禁め賜へり、臣が願ひも此
制度を守らひ奉る赤心を表すになも有りける。然りと云とも今
天皇の聖徳赫赫明明大將軍の指揮欠たる所無く
異端邪法の徒何の隙をか伺べき、島の崎崎磯の崎崎、神
を敬ひ君を戴く公民充滿るを見れば、尊き哉樂き哉。故今
此国形を上るに附て、聊か此事聞
奉らくと、臣齊昭恐み恐みも拝て表す
嘉永五年六月



(医師:鱸重時作成、宮内庁蔵)

(この地球儀は、明治天皇即位式式場に据えられた)

(「尊攘」は独立自尊の実現である。これをめぐって混迷した水戸藩であった。)

【水戸藩の門閥派・改革派抗争をたどる】

(1)水戸藩当所の家臣団の編成

武田家旧家臣、徳川家伏見衆、駿府衆、後北条氏家臣など門閥層の誇り(幕府中心主義)

(2)徳川光圀の藤井紋太夫誅伐

幕府側用人柳沢吉保らと交流暗躍した家老紋太夫は水戸家の将来にとって危険。
幕府に従属することになる。家臣団の対立が表面化することを未然に防いだ。

(3)立原翠軒・藤田幽谷の離間

大日本史編纂の方針をめぐって志類廃止の翠軒と継続の幽谷、佐幕中心の門閥派と結ぶことになる翠軒と尊王敬幕派の幽谷との対立 → 派閥対立に

(4)水戸藩九代藩主継嗣問題

将軍家斉の子息で清水家を継いだ恒之丞を擁立する門閥派と藩主斉脩の実弟敬三郎(斉昭)を擁立する改革派の抗争。敬三郎襲封 → 改革派の優勢；門閥派の不満

(5)天保の改革に反対：弘化甲辰の変

結城寅寿の画策、大乘寺住職日華の讒言。社寺改革推進、実は今井金右衛門に陣頭指揮させる) → 斉昭失脚弘化甲辰の国難 → 改革派・領民の雪冤運動(処罰、入牢)
→ 結城寅寿を中心とする門閥派の優勢 幕閣となっていた高松藩の後見

(6)ペリーの来航 → 前藩主斉昭の復権(斉昭幕府の海防参与、藤田海防御用懸)

改革派の勢力挽回(弘化4年9月1日、慶喜一橋家相続)

10月16日結城寅寿、長倉(旧御前山村)松平将監屋敷へ永牢

寅寿の子息種徳家禄・屋敷召上智居(安政5年3月20日絶食牢死。結城家断絶。後に家名再興：門閥派大森金四郎忠恕の弟道家が名跡を継ぐ)

(7) 安政2年10月2日「安政の大地震」 藤田東湖の圧死 → 改革派の焦り

結城派が側医小普請組十河祐元をして慶篤毒殺を企図との疑い(改革派懸念)

4月25日 結城寅寿処刑(44) 4月29日 揚屋入り 十河祐元処刑

安政4年8月10日 結城派の谷田部雲八(高松藩など潜居逃亡中に捕縛) 処刑(雲八の逃亡に同行の谷田部の実弟大嶺広忠、実兄大嶺広益ともに処刑(一族処刑))

→ 結城寅寿の処刑と一派の処罰 <死罪5名(寅寿・十河・谷田部・大嶺兄弟)

『水戸藩党争始末』

「目付の前で結城が無罪を主張し、有罪の証拠を握る訴人との対決を訴えたのを、何の吟味もせずに処刑。水戸における吟味無しの処刑の例となり、将来無実の士民がみだりに処刑されるもとなった。」 → 非常なる怨恨を生む

(8)安政の大獄 斉昭再度の蟄居謹慎、家老安島帯刀ら切腹死罪 → 領民の雪冤運動に

南上、門閥派の藩政復活 → 結城派の市川三左衛門、佐藤図書、朝比奈泰元ら台頭

(9)天狗・諸生の争乱 → 領民を巻き込む；両派とも遂には残虐非道、惨殺処刑の

応酬(門閥派・改革派ともに多くの犠牲者を出す)

(10)王政復古：明治新政府の成立＝水戸藩の影響を受けた人物多し。水戸藩出身は

極少 廃藩置県＝水戸藩の解体 → しかし、残る怨念と対立 → 超越の時代の到来

(那珂市歴史民俗資料館)

天保五年 『斉昭卿御入国記』(常福寺文書)

三月八日快晴。今晝までに漸く仕度相調い、夫々御待請用意致し候(瑞龍山参拝の途次立ち寄るため)。六ツ半時(午前七時)過ぎ、青柳遠見の者、程無く御入りの旨注進、寺社役手代東庵下乗橋外へ御出迎え、院代役者壱人、弟子壱人、右三人熊野社の前まで御出迎え、殿様総門御入の頃、方丈御仏殿前、桜ノ木の所まで御出迎え、殿様御籠にて五ツ半時(午前九時頃)正敷御入り、直々御玄関江御案内それより大方丈壱の間御上段御着座、方丈御昆布御上直々御着座御挨拶。次に御煙草盆、御火鉢、御茶、御干菓子。此時御通事雜賀孫一郎殿、役者より御雑煮、御蕎麦差上度候間、御伺い下さる様にと申入候。暫く過て孫一郎申され様は、今日は瑞龍土神祭にて御急ぎ候間、御用意の品々は太田御旅館江送り候様にと申され候につき、畏まり候旨申述べ候。

右二付き、直々御むし菓子差出し、此中殿様方丈色々御咄し之有り、夫より殿様方丈の居間江卜仰せられ候二付、方丈答ニ・・・(中略)・・・(烈公は)庭中暫く御覽御咄遊ばれ、程無く御供揃いにて玄関より御乗輿、裏通り額田江入らせられ候。

欄外注記

宰相様より御直々に方丈江御手渡物これ有り候得共、此一条極秘の由卜方丈申され候一切咄これ無く候。依って記録仕り兼候。

烈公の肖像(御束帯、絹本着色)

天保五年(1834)三月八日、烈公様当山に御立寄の砌、現住禪髮惠通へ絹地彩畫の御肖像御直々に御渡在なされ候。同日、御意の覚書漢文一通、和文一通、御通事役戸田銀次郎殿より御渡しに相成り候。

和文

御意の覚

- 一 此度、御肖像萩谷八介仰せ付けられ、常福寺へ御納め遊ばされ候に付、大切に蔵し置かるる様仰せ付けなされ候。
- 一 俗に肖像にいたし候後は、其の人短命になるなど婦人女子申し候ては宜しからず思召し候故、人にも秘し置き御晩年の後は誰に拝見致させ候ても苦しからずとの御事に候間、一切他言等も致さざる様仰せ付けられ候。
- 一 御木像にも仰せ付けらるべき思召しに候得共、右の御意味故、此の思召しは仰せ付けられざる間、御万年の後に相成り候て、申し立ての上、前文御肖像を本に致し御木像出来候様致す可しとの御意在らせられ候事。

天保五年甲午三年 戸田忠敬(花押)



76 萩谷巽喬筆「徳川斉昭肖像」 瓜連町 常福寺